

改正案	現行
<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一〇十五 略</p> <p>十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第八条</p>	<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一〇十五 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十七 略</p> <p>十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）</p> <p>第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）</p> <p>第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）</p> <p>第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>2 略</p> <p>（他の法令の準用） 第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十一 略 二十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） （第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）） 二十三 略 二十四 略 二十五 略 二十六 略 二十七 略</p>	<p>2 略</p> <p>（他の法令の準用） 第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十一 略 二十二 略 二十三 略 二十四 略 二十五 略 二十六 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処 分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十八 略 十八の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七 号）第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可 十九～二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め るものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に 掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を 含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法 施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定によ り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又 は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及 び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による ものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする 。</p> <p>一～十九 略 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、 第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条 二十～三十一 略 2・3 略</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処 分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十八 略 十九～二十七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め るものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に 掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を 含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法 施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定によ り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又 は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及 び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による ものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする 。</p> <p>一～十九 略 二十～三十一 略 2・3 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 略</p> <p>二十七 略</p> <p>二十八 略</p> <p>二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 略</p> <p>二十七 略</p> <p>二十八 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一 八略</p> <p>九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一略 十二略 十三略 十四略 2略</p>	<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。 一 八略</p> <p>九略 十一略 十二略 十三略 2略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）</p> <p>第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十一 略</p> <p>二十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）</p> <p>（第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。））</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 略</p> <p>二十七 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>二十六 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したものを（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したものを（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇 十一 略</p> <p>十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十三 略</p> <p>十四 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したものを（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したものを（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇 十一 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>2・3 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十一 略</p>

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づき許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 二十二 略 二十二の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十 七号）第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可 二十三 三十一 略</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づき許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 二十二 略 二十三 三十一 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第二十三条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十略</p> <p>十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>十二 略 十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十三条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇十略</p> <p>十一 略 十二 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十六略 二十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） （第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）） 二十八略 二十九略 三十略 三十一略 三十二略 三十三略</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 二十六略 二十七略 二十八略 二十九略 三十略 三十一略 三十二略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十九 略</p> <p>四十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>四十一 略 四十二 略 四十三 略 四十四 略 四十五 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十九 略</p> <p>四十一 略 四十二 略 四十三 略 四十四 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十 略 二十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） （第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）） 二十二 略 二十三 略 二十四 略 二十五 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十 略 二十一 略 二十二 略 二十三 略 二十四 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九 略</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）</p> <p>第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>二十五 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>二十三 略</p> <p>二十四 略</p> <p>2 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇八 略</p> <p>九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇八 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 四十四 略</p> <p>四十五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） （第十四條（同法第十六條第四項及び第十八條第四項において準用する場合を含む。））</p> <p>四十六 略 四十七 略 四十八 略 四十九 略 五十 略 五十一 略 五十二 略 五十三 略 五十四 略 五十五 略 五十六 略 五十七 略 五十八 略 五十九 略 六十 略 六十一 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 四十四 略</p> <p>四十五 略 四十六 略 四十七 略 四十八 略 四十九 略 五十 略 五十一 略 五十二 略 五十三 略 五十四 略 五十五 略 五十六 略 五十七 略 五十八 略 五十九 略 六十 略</p>

改正案	現行
<p>2 略</p> <p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 十九 略</p> <p>二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>2 略</p> <p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 十九 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第一号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二十二 略</p> <p>25 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第一号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>25 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十略</p> <p>三十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） （第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）） 三十二 略 三十三 略 三十四 略 三十五 略 三十六 略 三十七 略 三十八 略 三十九 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十略</p> <p>三十一 略 三十二 略 三十三 略 三十四 略 三十五 略 三十六 略 三十七 略 三十八 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 十一 略 十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。） 十三 略 十四 略 2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一 十一 略 十二 略 十三 略 2・3 略</p>

改正案

現行

附則

附則

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第十一条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

第一条（見出しを含む。）中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

第二条を削る。

第二条を削る。

第三条（見出しを含む。）中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条を第二条とする。

第三条（見出しを含む。）中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「工業再配置業務に係る勘定における」を削り、同条中「法第二十四条の二に規定する工業再配置業務に係る」を「地域振興整備公団（以下「公団」という。）の」に、「同条に規定する工業再配置業務に係る」を「公団の」に改め、同条を第三条とする。

第四条の見出し中「工業再配置業務に係る勘定における」を削り、同条中「法第二十四条の二に規定する工業再配置業務に係る」を「地域振興整備公団（以下「公団」という。）の」に、「同条に規定する工業再配置業務に係る」を「公団の」に改め、同条を第三条とする。

第四条の二を第四条とする。

第四条の二を第四条とする。

第四条の三中「国土交通大臣及び」を削り、同条を第四条の二とする。

第四条の三中「国土交通大臣及び」を削り、同条を第四条の二とする。

第四条の四を第四条の三とする。

第四条の四を第四条の三とする。

第七条第三項中「地域振興整備公団（以下「公団」という。）を「公団」に改める。

第七条第三項中「地域振興整備公団（以下「公団」という。）を「公団」に改める。

第十四条第一項中「国土交通大臣及び」を削る。

第十四条第一項中「国土交通大臣及び」を削る。

第十七条第一項第一号中「、第六十六条第二項並びに第四百四十八条」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同項第十号中「、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項」を「並びに第五十八条の六第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十一号を第八号とし、第十二号から第十七号ま

第十七条第一項第一号中「、第六十六条第二項並びに第四百四十八条」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同項第十号中「、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項」を「並びに第五十八条の六第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十一号を第八号とし、第十二号から第十七号ま

でを三号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「及び第二百八十一条第一項」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十九号を第十六号とし、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を第十八号とし、第二十四号を第十九号とし、同項第二十五号中「及び第六項第一号」を削り、同号を同項第二十号とし、同項中第二十六号を第二十一号とし、第二十七号を第二十二号とし、同条第二項の表中土地収用法第二十一条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、土地収用法第二十一条第二項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、土地収用法第二百二十二条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第二項の項を削る。

附則第三項を次のように改める。

（利益の処理及び納付金の特例）

3 法附則第十条第一項から第三項までの規定により公団の業務が行われる場合には、第三条中「額は、積立金」とあるのは「額は、法附則第十条第一項から第三項までの業務以外の業務（以下「工業再配置等業務」という。）に係る勘定における積立金」と、「資本金」とあるのは「工業再配置等業務に係る資本金」と、「額とし、積立金」とあるのは「額とし、工業再配置等業務に係る勘定における積立金」と、第四条の二第一項中「計算書に、」とあるのは「計算書に、工業再配置等業務に係る勘定における」と、第四条の三中「の出資金」とあるのは「工業再配置等業務に充てるべきものとして出資された出資金」と、同条第二項中「に出資があつた」とあるのは「に工業再配置等業務に充てるべきものとして出資があつた」とする。

附則第四項を削る。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第六十六条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十

でを三号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「及び第二百八十一条第一項」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十九号を第十六号とし、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を第十八号とし、同項第二十四号中「及び第六項第一号」を削り、同号を同項第十九号とし、同項中第二十五号を第二十二号とし、第二十六号を第二十一号とし、同条第二項の表中土地収用法第二十一条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、土地収用法第二十一条第二項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、土地収用法第二百二十二条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第二項の項を削る。

附則第三項を次のように改める。

（利益の処理及び納付金の特例）

3 法附則第十条第一項から第三項までの規定により公団の業務が行われる場合には、第三条中「額は、積立金」とあるのは「額は、法附則第十条第一項から第三項までの業務以外の業務（以下「工業再配置等業務」という。）に係る勘定における積立金」と、「資本金」とあるのは「工業再配置等業務に係る資本金」と、「額とし、積立金」とあるのは「額とし、工業再配置等業務に係る勘定における積立金」と、第四条の二第一項中「計算書に、」とあるのは「計算書に、工業再配置等業務に係る勘定における」と、第四条の三中「の出資金」とあるのは「工業再配置等業務に充てるべきものとして出資された出資金」と、同条第二項中「に出資があつた」とあるのは「に工業再配置等業務に充てるべきものとして出資があつた」とする。

附則第四項を削る。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第六十六条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十

六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)

第十一条第一項第八号

六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第

十一条第一項第八号

改正案	現行
<p>（流域管理官の職務） 第九十五条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 略</p> <p>四 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち下水道に係るものに関する事。</p> <p>（河川計画課の所掌事務） 第九十九条 河川計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 略</p> <p>七 特定都市河川浸水被害対策法の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に関する事。</p> <p>八 略</p>	<p>（流域管理官の職務） 第九十五条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 略</p> <p>（河川計画課の所掌事務） 第九十九条 河川計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 略</p> <p>七 略</p>